

議案第18号

損害賠償の額を定めることについて

勝山市片瀬町1丁目402番地 健康の駅「湯ったり勝山」の浴場内において発生した死亡事故について、損害賠償の額を次のとおり定める。

1 損害を賠償する相手方の住所及び氏名

住所 福井市

氏名 (死亡者の相続人)

2 事故の概要

平成28年3月3日午後1時15分頃、健康の駅「湯ったり勝山」で実施していた勝山市お出かけサロン事業の利用者が浴槽内で溺死したものである。

3 損害賠償の額 金9,800,000円

平成28年9月8日提出

勝山市長 山岸 正裕

提案理由

死亡事故による損害を賠償するため、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、この案を提出する。